

議案第 36 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 20 日提出

宇治市長 山 本 正

(提案理由)

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により、承認を求めるため提案するものであります。

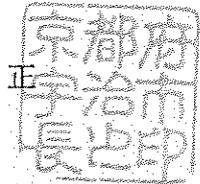
専決処分書

専決第3号

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正



宇治市条例第 号

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例

宇治市介護保険条例（平成12年宇治市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（平成31年度及び平成32年度における保険料率の特例）

第12条 第4条第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての平成31年度及び平成32年度における保険料率は、これらの号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第1号に掲げる者 20,280円
- (2) 第4条第2号に掲げる者 29,640円
- (3) 第4条第3号に掲げる者 42,110円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇治市介護保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。